



加入拒否の正当な理由について

Question

組合員資格を有する加入申込者であっても、正当な理由があれば事業協同組合がその加入を拒否できると聞きました。その「正当な理由」について教えてください。

Answer

組合員資格を有する者の事業協同組合（以下、「組合」という）への加入の自由は協同組合法の基本原則の1つです。組合は中小企業者等が相互扶助の精神に基づき共同して事業を行い、これにより公平な競争の確保、自主的な経済活動の促進を図ろうとするものであるため、組合は来る者を拒まないというのが基本的な考えです。

しかしながら組合の運営を考え、中小企業等協同組合法第14条では正当な理由があれば加入を拒否できると解されます。

その「正当な理由」は(A) 加入申込者側にある場合と(B) 組合側にある場合が考えられます。

(A) 加入申込者側にある場合

- ①加入申込者の規模が大きく、加入させると組合の民主的な運営が阻害され、又は独占禁止法の適用を受けることとなるおそれがあるような場合。
- ②除名された者がその直後、又はその除名となった原因が解消していないにもかかわらず再び加入申込みをした場合。
- ③加入申込み前に、員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合。
- ④日頃の言動から、加入すれば組合の秩序が乱され、組合の事業活動に支障をきたすおそれが十分に予想される場合。

る場合。

- ⑤加入により、組合の信用が著しく低下するおそれがある場合。
- ⑥組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば契約の締結、誓約書の提出などの方法により機密の保持を加入条件とし、これに従わない者の加入を拒む場合。

(B) 組合側にある場合

組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比べ不足がちである等、新規組合員が増加すると、組合事業の円滑な運営が不可能となるような場合。

(A)、(B)いずれの場合においても「正当な理由」に該当するか否かは、その事実をよく調査し、実情に応じて組合は慎重に判断しなければなりません。

関係条文（中小企業等協同組合法） （加入の自由）

第14条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときには、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。